

令和4年度

## 静岡県看護職員修学資金 貸与者募集のしおり（新規申請者用）

この修学資金は、将来、静岡県内で看護職員（助産師、看護師、）として勤務する意思のある学生を支援するための制度です。

看護職員の養成施設（学校・養成所）に在学する学生で、卒業した後に静岡県内において看護職員の業務に従事しようとする方に対し、予算の範囲内で修学資金を貸与します。

また、看護職員の免許を取得した後に、静岡県看護職員修学資金貸与規則で定める医療機関等において継続して5年間（過疎地域等で勤務した場合は貸与期間分）勤務した場合は、貸与した修学資金の返還が免除となります。

県のホームページでも情報を提供していますので、参考にご覧ください。

〈看護職員修学資金 HP〉



生きがいと健康づくりイメージキャラクター  
「ちゃっぴー」 ©静岡県

## 1 貸与対象者

将来、看護職員の資格を取得し、静岡県内に所在する「返還免除対象施設（次ページ参照）」において看護職員として就業する意思のある方で、以下①～④の養成施設に在学する者

- ①看護師を養成する大学（短期大学を含む）
- ②助産師を養成する大学（短期大学を含む）

※この修学資金は、学資として貸与するものであり、生活費を援助するためのものではありません。

※現時点で静岡県外に就職又は返還免除対象施設以外に就業することが明確な場合は、貸与の対象にはなりません。

## 2 貸与月額

年間分を3期に分けて口座振込により貸与します。（8月中旬、8月下旬、12月を予定）

### (1) 助産師・看護師 養成課程

区分	貸与額
国立(独立行政法人国立病院機構立を含む)及び地方自治体立養成施設	月 32,000 円 (年間 384,000 円)
私立養成施設	月 36,000 円 (年間 432,000 円)

### (2) ~~准看護師 養成課程~~

区分	貸与額
<del>国立(独立行政法人国立病院機構立を含む)及び地方自治体立養成施設</del>	<del>月 15,000 円 (年間 180,000 円)</del>
<del>私立養成施設</del>	<del>月 21,000 円 (年間 252,000 円)</del>

## 3 貸与期間

在学する養成施設の正規の修業年限内とします。ただし、助産師の養成施設については、履修期間が複数年の場合は最終学年の1年間のみ貸与となります。

なお、翌年度以降も継続貸与を受けるには年度毎に貸与申請書等の提出手続きが必要です。

## 4 連帯保証人

貸与を受けるに当たっては、連帯保証人2名（生計が別々の者。申請者が未成年の場合は、連帯保証人のうち1名は法定代理人。）が必要です。貸与者の決定後（7月中旬の予定）、本人と連帯保証人の連名で「誓約書」を提出していただきますので、あらかじめ御承知おきください。

## 5 返還の免除

静岡県内にある以下の返還免除対象施設において、看護職員として引き続き5年間(※ 県の区域内の過疎地域等において従事した場合は、貸与を受けた期間に相当する期間)従事した場合に、貸与した修学資金の返還が免除されます。

また、引き続き従事した期間が5年に満たない場合であっても、貸与を受けた期間以上従事した場合には、返還債務の一部免除の申請手続を行うことができます。

### 【 返還免除対象施設 】

#### 1 看護師 課程の卒業生

- ① 病床数 200 床未満の病院
- ② 精神病床が 80%以上を占める病院
- ③ ハンセン病療養所
- ④ 診療所
- ⑤ 医療型障害児入所施設
- ⑥ 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき指定された独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関
- ⑦ 介護老人保健施設
- ⑧ 介護医療院
- ⑨ 訪問看護等事業所
- ⑩ 県の区域内の過疎地域等をその区域に含む町 (保健師のみ可) ※R4 新規貸与者から適用

#### 2 助産師課程の卒業生

- ① 分娩を取扱う病院
- ② 分娩を取扱う診療所
- ③ 助産所
- ④ 母子健康包括支援センター

### 【令和4年度貸与者からの新制度】

過疎地域等への看護職員の就業を促進するため、静岡県看護職員修学資金の返還債務の免除の条件について、以下のとおり所要の改正を行います。

区 分		内 容	現 行	改 正 後
直 し 返 還 債 務 の 免 除 要 件 の 見	従事期間 の短縮	過疎地域等の医療機関等に勤務した場合、従来に比べて短い期間で返還債務を免除	5年間	貸与期間に相当する期間 (看護系大学 4年間 専門学校(看護師) 3年間 専門学校(准看護師) 2年間 大学・専門学校(保健師、助産師) 1年間 等)
	対象施設 の変更	保健師の業務に従事した場合、返還債務が免除となる施設を変更	特定町村 (県内該当なし)	過疎地域等を その区域に含む町

卒業後、過疎地域等に所在する返還免除対象施設で従事した場合、返還債務の免除に係る勤務期間が5年間から貸与期間に相当する期間に短縮されます。

#### 【一例】

貸与年数	勤務先	免除に必要な勤務期間
3年間	過疎地域等でない返還免除対象施設	5年間
3年間	過疎地域等にある返還免除対象施設	3年間

## 6 返還の規定

### (1) 返還事由

次のいずれかに該当する場合は、貸与した修学資金を返還していただきます。

- ① 養成施設を退学した場合
- ② 養成施設の最終学年で受験する最初の国家試験（在学する課程の職種。准看護師課程の学生にあつては准看護師試験）に合格しなかったとき。
- ③ 卒業後、速やかに静岡県内の返還免除対象施設に就職しなかったとき。
- ④ 静岡県内の返還免除対象施設に就職後、看護職員の業務に引き続き5年以上従事しなかったとき。（過疎地域等において従事した場合は、貸与を受けた期間以上従事しなかったとき。）ただし、就職した返還免除対象施設を辞めても、辞めた次の月までに返還免除対象施設に就職した場合は、引き続き業務に従事しているとみなします。（例：3月に退職した場合、4月中に就職すれば引き続き業務従事しているとみなします。）

### (2) 返還方法

貸与を受けた期間と同じ期間内で返還していただきます。（月賦・半年賦・一括払のいずれか）なお、この修学資金は無利息ですが、返還金の納入期限を遅延した場合には年10.75%の延滞利息が生じます。

## 7 新規貸与申請手続き

以下の2ステップにより、申請手続きを行ってください。

### ステップ1 電子申請

貸与申請手続きのエントリーとして、修学資金貸与申請書(様式第1号)を静岡県電子申請サービスにて御提出いただきます。下記によりパソコンを使用し御提出ください。

※画面が小さいと入力しにくいいため、パソコンにより申請してください。

#### 申請手順

- ① インターネット上で「ふじのくに電子申請サービス」と検索
- ② 「【ふじのくに 電子申請サービス】手続き申込」のページをクリック
- ③ 手続き申込の検索キーワードに「看護職員修学資金」と入力し検索
- ④ 「令和4年度 看護職員修学資金貸与者募集」を選択
- ⑤ 「利用者登録せずに申し込む」を選択(利用者登録しての申込みも可)
- ⑥ 必要事項を入力し「確認へ進む」を選択
- ⑦ 「PDFプレビュー」を選択しPDF出力  
→出力したデータを保存又は印刷し手元に保管してください。
- ⑧ 「申し込む」を選択
- ⑨ 申込完了後、整理番号とパスワードが発行されますので必ず保管してください。

### ステップ2 必要書類の提出

下表の必要書類を提出ください。(提出方法は次ページ参照)

	必要書類	注意事項	確認
1	在学証明書	・令和4年度発行のもの ・在学年の記載があるもの	<input type="checkbox"/>
2	申請者本人の住民票の写し	・令和4年度発行のもの、コピー不可	<input type="checkbox"/>
3	(申請者本人が住民票を移している場合) 申請者と生計を共にしている者の住民票の写し	・世帯主との続柄の記載があるもの ・個人番号(マイナンバー)の記載不要	<input type="checkbox"/>
4	申請者本人と生計を同じにしている者の令和3年分の源泉徴収票又は確定申告書の写し	・未婚の方は両親等、既婚の方は配偶者 ・生計を同じにしている者がいない→提出不要 ・申請者本人が前年に就業していた場合 →本人分の提出必要 ・親元から離れている場合 →親と生計を同じにしていれば提出必要 ・パート等の場合→提出必要	<input type="checkbox"/>
5	履歴書(別紙様式)	顔写真を貼付し必要事項を記入すること	<input type="checkbox"/>
6	口座振替による支払及びファックスによる口座振替通知登録申出書(別紙)	・振込先口座を記載すること。 ・振込口座の名義は必ず申請者本人のものとし、住所は電子申請入力住所と同一のこと。	<input type="checkbox"/>
7	振込先金融機関口座確認書類及びチェック表(別紙)	・振込先の金融機関口座確認書類の写し(通帳の写し等)を貼付すること。 ・チェックリストにチェックをつけ確認すること。	<input type="checkbox"/>

※提出いただいた書類は、看護職員修学資金の事務以外の用途には使用しません。

## 8 提出方法

- 静岡県内の養成施設に在学する者 学生サービスセンター 5月9日(月)必着  
提出先：在籍する養成施設の学生課等  
提出期限：養成施設の学生課等の指示に従ってください。
- 静岡県外の養成施設に在学する者（通信制の養成所も含む）  
提出先：下記9の申請書提出先に郵送  
提出期限：~~令和4年5月20日（金）必着~~

## 9 問合せ先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

静岡県健康福祉部地域医療課看護職員修学資金担当

電話番号：054-221-2407

メール：chiikiiryoud@pref.shizuoka.lg.jp

## 10 貸与者の決定

貸与者の決定は令和4年7月中旬に行い、通知にてお知らせします。

なお、修学資金の貸与は予算の範囲内で行うため、申請者多数の場合は選考となります。

(静岡県看護職員修学資金申請書様式)

履 歴 書

(令和 年 月 日現在)

3か月以内に撮影した脱帽上半身正面向きの写真を貼付してください。 (縦4.5cm横3.5cm)	(ふりがな)				
	氏 名				
	生年月日		年 月 日生 (満 歳)		
現住所等		〒 ー 電 話 ( )			
学 歴 ※1	学校名	学部・専攻科名	所在地(県・市)	在学期間	卒・中退
	高校			年 月～ 年 月	
				年 月～ 年 月	
				年 月～ 年 月	
				年 月～ 年 月	
職 歴	勤務先名等		職種、役職名等	在職期間	
				年 月～ 年 月	
				年 月～ 年 月	
				年 月～ 年 月	
				年 月～ 年 月	
資格・免許					
過去の本修学資金利用の有無※2		有・無 (有の場合：決定番号 号、貸与年度 年度～ 年度)			
備 考					

※1 学歴は、現在在学している養成所まで記入すること。

※2 例：過去に准看護師課程在学時に貸与を受け、今回看護師課程にて貸与を希望している場合 等。

口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書

年 月 日

静岡県出納局会計指導室長 様

住所 (所在地) \_\_\_\_\_

次のとおり登録してください。

氏名 (名称) \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_

(電話番号 \_\_\_\_\_ )

(  の部分だけをペン又はボールペンで丁寧に記入してください。)

・口座振替通知FAX送信受領承諾者のみ記入(県内の方のみ)

所 属	区分	① 入札参加資格	債権者番号	② 電話番号	③ ファクス用電話番号
		1			

④ 氏名・名称 (カナ) \_\_\_\_\_

⑤ 氏名・名称 (漢字) 上段 \_\_\_\_\_

⑥ 氏名・名称 (漢字) 下段 \_\_\_\_\_

⑦ 組織区分	⑧ 業種	⑨ 郵便番号	⑩ 県コード	市町村コード	字コード
			2	2	

⑪ 県市区郡町村丁目等 (漢字) \_\_\_\_\_

⑫ 地番等 (漢字) \_\_\_\_\_

⑬ 方書等 (漢字) (「△△ビル3F」、「□□様方」などを記入する。) \_\_\_\_\_

(以下については、通帳、金融機関などでお確かめのうえ、誤りのないように記入してください。)

⑭ 通常口座振替先

振替先金融機関名		金融機関コード	1 普通 (預金)
銀行・信金・農協	店		2 当座 (預金)
労金・信組			7 別段 (預金)
口座名義人 (カナ)		預金種別	口座番号

⑮ 前払金用口座振替先

(建設業者等で、県の公共工事について前払金の預託口座がある場合のみ記入する。)

振替先金融機関名		金融機関コード	1 普通 (預金)
銀行・信金・農協	店		2 当座 (預金)
労金・信組			7 別段 (預金)
口座名義人 (カナ)		預金種別	口座番号

※ 記載上の留意点は、別紙「記載要領」をご覧ください。  
 ※ この用紙のみを切りはなして返送してください。





## 振込先金融機関口座確認書類及びチェック表

### 1 振込先金融機関口座確認書類

振込先金融機関口座確認書類  
写し貼付け

通帳（口座番号が書かれた部分）のコピー

### 2 チェックリスト

#### チェックリスト

（以下の項目について必ず御確認の上、確認後はチェック欄（□）にレを入れてください。）

- ① 電子申請によりエントリーをしたか
- ② 登録を希望する口座番号と添付した通帳のコピーの口座番号が一致しているか
- ③ 口座振替通知登録申出書及び履歴書は記載漏れ、記載誤りがないか
- ④ 提出書類に漏れはないか（最大7点の書類提出が必要）